

令和8年8月10日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年8月17日（月）までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年7月21日（火）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年7月24日（金）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
 - (1) 質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～（令和3年1月以降の最新版）
 - (2) 帰化申請の審査基準（最新版）
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
 - (1) 上記3（1）について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しております。
ア 質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～（令和7年10月14日改訂）
 - (2) 上記3（2）について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しております。

イ 令和8年7月17日付け法務省民一第2134号「帰化事件処理要領について（通達）」

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。

- 5 開示請求手数料について

上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は2件（上記ア及びイで各1件）、開示手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、開示請求書及び収入印紙600円を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年8月10日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

☐ 意思確認書記アの行政文書の開示を求める。

☐ 意思確認書記イの行政文書の開示を求める。

☐ 本件開示請求を取り下げる。